

# 岩手大学大学院学則（案）

（平成16年4月1日制定）

## 第1章 総則

### （目的）

- 第1条 国立大学法人岩手大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教育研究し、国際的な学術文化の創造を目指すとともに、幅広く高度な学識と専門的な能力を備えた人材の育成を通じて、地域社会と国際社会の文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院は、研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

## 第2章 組織

### （研究科及び課程）

- 第2条 本大学院に次の研究科を置く。
- 総合科学研究科
  - 教育学研究科
  - 工学研究科
  - 連合農学研究科
- 2 総合科学研究科の課程は、修士課程とする。
- 3 工学研究科及び連合農学研究科の課程は、後期3年だけの博士課程（以下「博士課程」という。）とする。
- 4 教育学研究科の課程は、専門職大学院設置基準第2条に規定する専門職学位課程（以下「教職大学院の課程」という。）とする。

### （連合農学研究科における教育研究の実施）

- 第3条 連合農学研究科の教育研究は、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）、国立大学法人弘前大学（以下「弘前大学」という。）、国立大学法人山形大学（以下「山形大学」という。）及び国立大学法人帯広畜産大学（以下「帯広畜産大学」という。）の協力により実施するものとする。

### （国立大学法人岐阜大学大学院連合獣医学研究科における教育研究の実施）

- 第4条 国立大学法人岐阜大学大学院に設置される連合獣医学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学は、帯広畜産大学、国立大学法人東京農工大学（以下「東京農工大学」という。）及び国立大学法人岐阜大学（以下「岐阜大学」という。）とともに協力するものとする。
- 2 前項の連合獣医学研究科に置かれる連合講座は、帯広畜産大学の畜産学部及び原虫病研究センター、東京農工大学農学部並びに岐阜大学応用生物科学部の教員とともに、本学農学部の教員がこれを担当するものとする。

### （専攻）

第5条 各研究科に次の専攻を置く。

研究科名	課程	専攻
総合科学研究科	修士課程	総合文化学専攻
		地域創生専攻
		理工学専攻
		農学専攻
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻
工学研究科	博士課程	フロンティア物質機能工学専攻
		電気電子・情報システム工学専攻
		機械・社会環境システム工学専攻
		デザイン・メディア工学専攻
連合農学研究科	博士課程	生物生産科学専攻
		生物資源科学専攻
		寒冷圏生命システム学専攻
		生物環境科学専攻

(教員組織)

第6条 本大学院(連合農学研究科を除く。)の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)又は授業を担当する教員は、本学の教授、准教授及び助教並びに客員教授、客員准教授、特命教授及び特命准教授とし、各研究科の教育研究上の目的を達成するため、授与する学位の種類及び分野に応じ、一の研究科を専ら担当するものとする。ただし、必要あるときは、このほか所定の資格基準に基づき、他の者を第7条第1項に規定する研究科の教授会の議を経て学長が委嘱することができる。

- 2 連合農学研究科における授業並びに研究指導及び研究指導の補助を担当する教員は、当該研究科の専任の教員並びに客員教授及び客員准教授並びに本学の教育学部、理工学部及び農学部、弘前大学の農学生命科学部及び遺伝子実験施設、山形大学の農学部並びに帯広畜産大学の畜産学部及び大学院畜産学研究科に所属する専任の教員であって、当該研究科における研究指導を担当する資格を有するもの(以下「連合農学研究科の教員」という。)のうちから指名された者とする。
- 3 前項に規定するもののほか連合農学研究科の教員組織については、連合農学研究科において、別に定める。
- 4 博士課程を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程及び教職大学院の課程を担当する教員のうち博士課程が定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

(運営組織)

第7条 本大学院の管理運営のため、大学院委員会及び各研究科に教授会を置く。

- 2 前項の大学院委員会及び教授会に関する規則は、別に定める。

第8条 連合農学研究科の管理運営の基本に関し、構成大学間の連絡調整を図るため、連合農学研究科構成法人間連絡調整委員会を置く。

- 2 前項の委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第9条 各研究科(連合農学研究科を除く。)に研究科長及び副研究科長を置く。

- 2 連合農学研究科に研究科長及び研究科長補佐を置く。

(自己評価等)

- 第10条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究、組織運営及び施設設備について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。
- 3 第1項の点検及び評価の結果については、岩手大学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

### 第3章 収容定員等、標準修業年限及び在学期間

(収容定員等)

- 第11条 研究科の専攻別収容定員等は、次の表のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	入学定員	収容定員
総合文化科学研究科	修士課程	地域創生専攻	54名	108名
		総合文化学専攻	10名	20名
		理工学専攻	180名	360名
		農学専攻	50名	100名
		計	294名	588名
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻	16名	32名
		計	32名	32名
工学研究科	博士課程	フロンティア物質機能工学専攻	9名	27名
		電気電子・情報システム工学専攻	4名	12名
		機械・社会環境システム工学専攻	4名	12名
		デザイン・メディア工学専攻	3名	9名
		計	20名	60名
連合農学研究科	博士課程	生物生産科学専攻	8名	24名
		生物資源科学専攻	10名	30名
		寒冷圏生命システム学専攻	6名	18名
		生物環境科学専攻	8名	24名
		計	32名	96名

(標準修業年限)

- 第12条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とし、博士課程の標準修業年限は3年とする。ただし、修士課程に大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第3条第3項の規定に基づく標準修業年限を1年以上2年未満とするコース（以下「1年制コース」という。）を置く場合の標準修業年限は1年とする。

(在学期間)

- 第13条 在学期間は、標準修業年限の2倍を超えることができない。

### 第4章 修士課程及び博士課程の教育課程

(教育方法)

第14条 本大学院（教職大学院の課程を除く。以下この章において同じ。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育課程の編成方針)

第14条の2 本大学院は研究科及び専攻の目的を達成するために必要な授業科目の開設及び研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(履修方法等)

第15条 前条に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、各研究科において定める。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第15条の2 本大学院は、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、国立大学法人岩手大学学則（以下「大学学則」という。）第38条第1項各号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とするものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第15条の3 本大学院は、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文にかかる評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修)

第15条の4 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第16条 修士課程及び博士課程における授業科目の履修単位は、筆答又は口頭試験あるいは研究報告の成績を評価して与えるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第17条 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前項の規定は、第35条の規定による留学の場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条の2 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第34条に規定する編入学及び転学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第18条 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程及び博士課程の学生については、当該研究指導期間は、1年を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 学生(1年制コースに在学する学生を除く。)が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(論文の審査及び試験)

第20条 学位論文の審査は、当該論文の専攻分野の属する研究科の教授会において行うものとする。

2 最終試験の合格・不合格は、当該専攻における判定に基づき、研究科の教授会が行うものとする。

(課程の修了及び学位の授与)

第21条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年(1年制コースに在学する学生については1年)以上在学し、授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程の修了要件は、博士課程に3年以上在学し、授業科目について各研究科が別に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 本大学院及び他の大学院において、優れた業績を上げて1年以上の在学期間をもって修士課程を修了した者及び1年制コースを修了した者の博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

4 修士課程を修了した者には修士の学位を授与し、博士課程を修了した者には博士の学位を授与する。

- 5 博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。
- 6 前2項に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

#### 第4章の2 教職大学院の課程の教育課程

##### (教育課程)

第21条の2 教職大学院の課程は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、「理論と実践の融合」を具現化するための体系的な教育課程を編成するものとする。

##### (授業の方法等)

第21条の3 教職大学院の課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

##### (履修方法等)

第21条の4 第21条の2に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法は、本教職大学院において定める。

##### (一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第21条の5 教職大学院の課程は、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、国立大学法人岩手大学学則（以下「大学学則」という。）第38条第1項各号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とするものとする。

##### (成績評価基準等の明示等)

第21条の6 教職大学院の課程は、学生に対して授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

##### (教育内容等の改善のための組織的な研修)

第21条の7 教職大学院の課程は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

##### (履修科目の登録の上限)

第21条の8 教職大学院の課程は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

##### (他の大学院における授業科目の履修等)

第21条の9 本教職大学院が、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づ

- き、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により修得した単位は、本教職大学院の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲で当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
  - 3 前項の規定は、第35条の規定による留学の場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第21条の10 本教職大学院が、教育上有益と認めるときは、学生が本教職大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本教職大学院に入学した後の本教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第34条に規定する編入学及び転学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第2項の規定により本教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本教職大学院の修了要件単位数の2分の1を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第21条の11 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(課程の修了及び学位の授与)

- 第21条の12 教職大学院の課程の修了要件は、教職大学院の課程に2年以上在学し、48単位以上を修得し、かつ教育実践研究報告書の提出及び最終審査に合格することとする。
- 2 前項に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

## 第5章 教育職員免許

(教育職員免許)

- 第22条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 前項の規定により各研究科において取得できる教員の免許状の種類及び教科は、別表に掲げるとおりとする。

## 第6章 入学、休学、復学、退学、再入学、編入学、転学、留学、表彰、除籍及び懲戒

(入学時期)

- 第23条 入学の時期は、毎年4月又は10月とする。

(修士課程及び教職大学院の課程の入学資格)

第24条 修士課程及び教職大学院の課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法第83条第1項に定める大学の卒業者
- 二 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 大学に3年以上在学し、外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- 九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(博士課程の入学資格)

第25条 博士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願の手続)

第26条 入学を志願する者は、所定の期間内に、別に指定する関係書類に検定料を添えて本学に提出しなければならない。



(合格者の決定)

第27条 学長は、前条の入学志願者について、選考の上合格者を決定する。

2 前項の選考の方法及び時期等については、その都度これを定める。

(入学の手続)

第28条 入学の手続については、大学学則第50条の規定を準用する。

(入学の許可)

第29条 学長は、前条の手続を経た者に対し、入学を許可する。

(休学)

第30条 疾病その他の事由により、3月以上修学できない者は、休学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

2 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対して、学長は、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により引き続き休学することができる。

4 休学期間は、修士課程及び教職大学院の課程にあつては通算して2年（1年制コースにあつては1年）、博士課程にあつては通算して3年を超えることができない。

(復学)

第31条 学生は、休学期間が満了したときは、復学するものとする。

2 休学期間が満了する前に休学の事由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

(退学)

第32条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

(再入学)

第33条 本学の大学院研究科を退学した者が同一課程の同一専攻に再入学を願い出たときは、研究科の教授会の議を経て許可することがある。

2 前項の再入学の取扱については、別に定める。

(編入学及び転学)

第34条 編入学及び転学については、研究科の教授会の議を経て学長が許可する。

2 他の大学の大学院から本学の大学院に転科又は転学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り許可することがある。

(留学)

第35条 本大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院に留学することを許可することができる。

2 留学の期間は、第12条及び第13条に規定する標準修業年限及び在学期間に含めるものとする。

(表彰)

第36条 学長は、表彰に値する顕著な業績等がある学生を、表彰することがある。

2 前項の表彰については、別に定める。

(除籍)

第37条 除籍は、研究科の教授会の議を経て学長がこれを行う。

2 前項の除籍については、大学学則第69条の規定を準用する。

(懲戒)

第38条 懲戒は、研究科の教授会の発議により、教育研究評議会の議を経て学長がこれを行う。

2 前項の懲戒については、大学学則第70条の規定を準用する。

## 第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料の額)

第39条 検定料、入学料及び授業料の額は、岩手大学における授業料その他の料金に関する規則の定めるところによる。

(授業料の納付)

第40条 授業料の納付については、大学学則第63条の規定を準用する。

(検定料、入学料及び授業料の免除又は徴収猶予)

第41条 検定料、入学料及び授業料の免除又は徴収猶予については、大学学則第64条の規定を準用する。

第42条 削除

(退学、復学又は停学の場合の授業料の納付)

第43条 退学、復学又は停学の場合の授業料の納付については、大学学則第66条の規定を準用する。

(検定料、入学料及び授業料の返還等)

第44条 検定料、入学料及び授業料の返還等については、大学学則第67条第1項、同条第4項、同条第5項、同条第6項及び同条第7項の規定を準用する。

## 第8章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第45条 本大学院の学年、学期及び休業日については、大学学則第31条から第33条までの規定を準用する。

## 第9章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、本大学院が開設する授業科目の履修を志願するものがあるときは、本学の授業に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 前項の科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第47条 本大学院において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは、本大学院の教育又は研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 前項の研究生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生が、本大学院の授業科目を履修しようとするときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項の特別聴講学生に関する規則は、別に定める。

(特別研究学生)

第49条 他の大学院（外国の大学院を含む。）の学生が、本大学院において研究指導を受けようとするときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れを許可することがある。

2 前項の特別研究学生に関する規則は、別に定める。

## 第10章 外国人留学生

(外国人留学生)

第50条 外国人（日本国籍を有しない者）で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に関する規則は、別に定める。

## 第11章 雑則

(大学学則の準用)

第51条 この学則に規定しない事項は、大学学則の規定を準用する。

2 前項の他、本学が学術交流協定等を締結し、外国の大学（協定校）と共同して教育・研究指導を行い、学位の取得を促進する教育課程等（デュアルディグリープログラム等）を運用する場合に必要な事項は、関係研究科等において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この学則による改正前の人文社会科学研究科、工学研究科博士前期課程及び農学研究科は、改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則第5条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学大学院学則第11条の規定にかかわらず平成29年度の学生の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	平成29年度
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻	54名
		総合文化学専攻	10名
		理工学専攻	180名
		農学専攻	50名
		計	294名
人文社会科学研究科	修士課程	人間科学専攻	8名
		国際文化学専攻	4名
		社会・環境システム専攻	4名
		計	16名
工学研究科	博士前期課程	応用化学・生命工学専攻	25名
		フロンティア材料機能工学専攻	30名
		電気電子・情報システム工学専攻	40名
		機械システム工学専攻	30名
		社会環境工学専攻	20名
		デザイン・メディア工学専攻	10名
		金型・鋳造工学専攻	10名
		計	165名
農学研究科	修士課程	農学生命専攻	20名
		応用生物化学専攻	15名
		共生環境専攻	16名
		動物科学専攻	8名
		バイオフィロンティア専攻	8名
		計	67名

別表 第22条第2項に定められた免許状の種類及び教科又は特別支援教育領域

研究科名	課程	専攻名	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
		総合文化学専攻	中学校教諭 専修免許状	国語、社会、音楽、美術、英語
			高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、公民、音楽、 美術、書道、英語
		理工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	数学、理科、工業
		農学専攻	高等学校教諭 専修免許状	理科、農業
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
			小学校教諭 専修免許状	
			中学校教諭 専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、 美術、保健体育、保健、技術、 家庭、英語、ドイツ語、フランス語、 中国語
			高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、 理科、音楽、美術、工芸、書道、 保健体育、保健、家庭、情報、 農業、工業、商業、水産、英語、 ドイツ語、フランス語、中国語
			特別支援学校 教諭専修免許 状	知的障害者に関する教育、肢体不 自由者に関する教育、病弱者（身 体虚弱者を含む。）に関する教育

# 岩手大学教授会通則

(平成27年2月24日制定)

## (趣旨)

第1条 この通則は、岩手大学学則第23条第2項及び岩手大学大学院学則第7条第2項の規定に基づき、学部又は研究科（大学院連合農学研究科を除く。以下「学部等」という。）の教授会に関し、必要な事項を定める。

## (構成)

第2条 教授会は、当該学部等の専任の教授及び准教授（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 教授会には、教育研究施設等の専任の教員を加えることができる。
- 3 前2項に規定する者のほか、当該学部等の定めるところにより、講師及び助教を当該教授会に加えることができる。

## (審議事項等)

第3条 教授会は、当該学部等の次に掲げる教育研究に関する重要な事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べる。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。
  - 二 学位の授与に関すること。
  - 三 その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
- 2 前項第3号に関する事項は、別に定める。
- 3 前2項に掲げるもののほか、教授会は当該学部等の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

## (議長)

第4条 教授会に議長を置き、当該学部等の学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）をもって充てる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 学部長等に事故があるときは、副学部長、副研究科長又は学部長等があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。

## (会議)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 前項の構成員には、公務旅行者、病気休暇者、退職者、育児休業者、介護休業者、自己啓発等休業、配偶者転勤等同伴休業者及びサバティカル研修者を含まないものとする。

(議決)

- 第6条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科教授会における学位授与の可否の議決は、岩手大学学位規則第12条の規定によるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特別の必要があると認められる議事については、半数以上であって当該学部等の定める割合以上の多数をもって議決することができる。

(開催)

- 第7条 教授会は、原則として、毎月1回開催するものとする。ただし、臨時に会議を休会することができる。
- 2 学部長等が必要と認めたとき、又は構成員総数の3分の1以上の者が議題を附し請求があったときは、臨時に会議を招集することができる。

(構成員以外の者の出席)

- 第8条 議長が必要と認めたときは、教授会の承認を得て、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。ただし、この者は、可否の数に加わることができない。

(運営会議等)

- 第9条 教授会は、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成する運営会議、代議員会、専門委員会等（以下「運営会議等」という。）を置くことができる。
- 2 教授会は、運営会議等の議決をもって、当該教授会の議決とすることができる。
- 3 運営会議等に関し必要な事項は、当該教授会が別に定める。

(事務)

- 第10条 教授会の事務は、当該学部等の事務を所掌する事務部において処理する。

(雑則)

- 第11条 この通則に定めるもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この通則は、平成27年4月1日から施行する。

岩手大学大学院総合科学研究科地域創生専攻教授会規則（案）

（平成 年 月 日制定）

（趣旨）

第1条 この規則は、岩手大学教授会通則（以下「通則」という。）第11条に基づき、岩手大学大学院総合科学研究科地域創生専攻教授会（以下「専攻教授会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（構成）

第2条 専攻教授会は、通則第2条に基づき、総合科学研究科地域創生専攻の専任の教授及び准教授（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（審議事項）

第3条 専攻教授会は、通則第3条第1項に定めるもののほか、次に掲げる事項を審議する。

- 一 専攻長適任者の推薦に関する事
- 二 中期目標、中期計画及び年度計画に関する事
- 三 学生の表彰及び懲戒に関する事
- 四 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事
- 五 専攻に関する規則の制定及び改廃に関する事
- 六 専攻の教育課程に関する事
- 七 その他教育研究に関する事項

（運営会議）

第4条 通則第9条に基づき、運営会議を置く。

- 2 運営会議に関し、必要な事項は別に定める。

（規則の改廃）

第5条 この規則は、専攻教授会において出席した構成員の3分の2以上の議決をもって改廃できるものとする。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、専攻教授会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。



2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に本学の講師として在職し、その者が施行日以降も引き続き講師として在職する期間にあっては、改正後の第2条第1項中「教授及び准教授」を「教授、准教授及び講師」と読み替えるものとする。